

山口県本人確認情報保護審議会

【事務局】

(開催及び審議会成立の確認報告)

※三島委員は都合により欠席であったが、山口県本人確認情報保護審議会条例第5条第3項の規定により、委員の過半数の出席があったため審議会成立

【地域振興部長】

審議会の開催にあたり、御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、平素から県政の推進にいろいろとお力添えを賜っております。この席をお借りしまして、まずは御礼を申し上げたいと思います。

住民基本台帳ネットワークシステムについては、平成14年の稼働開始から本年8月で5年を経過しましたが、この間、大きなトラブルもなく順調に稼働しております。

本システムは個人情報を取り扱っているため、セキュリティ確保が非常に重要な問題であると考えており、今後とも、セキュリティの維持・向上に努め、県民の皆様方の住基ネットに対する信頼の確保について、引き続き努力していきたいと考えております。

また、昨年の審議会でも御意見を賜っておりますが、せつかくあるシステムをいかに有効利用するかということが、今後の大きな課題であると思っております。

そうした中、国におきましては、昨年10月から利用対象事務に社会保険庁の年金現況確認が加わったことから、今年度は利用件数が飛躍的に伸び、昨年度に比べ1.5倍という大きな伸びを示す見込みとなっているところです。具体的な数字を申し上げますと、1億1千万件ということで、1億の大台を超える見込みとなっております。

また、本県においては、県税の賦課徴収事務の独自利用について、昨年、皆様方に御審議いただき、本年の3月13日付けで条例を公布・施行し、利用を開始しておりますが、全国的にも山口県を含め14都県において、本人確認情報の独自利用が行われております。昨年の審議会でも御意見を賜っておりますように、県といたしましても本人確認情報の利用拡大を図っていききたいと考えておりますが、なかなか今すぐ大幅な利用拡大ということは難しいところではあります。

そのような中でも、利用できるものは利用する方向でやっていこうということで、いろいろ検討した結果、後ほど事務局から説明させていただきます事務について、利用拡大を図っていききたいと考えております。

今後とも、皆様方のお知恵をお借りしながら、できる限りのことはやっていきたいと思っておりますので、本日は、どうぞよろしく願いいたします。

<議題 本人確認情報の独自利用について>

【高村会長】

この審議会は、原則公開としております。例外規定はありますが、今日の議事は例外事項ではございませんので公開としたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

「本人確認情報の独自利用について」

【高村会長】

事務局より説明がありましたが、委員の皆さん御質問・御意見をお願いします。
濱本委員、この4項目の事務の利用は、メリットがあると思いますか。

【濱本委員】

あると思います。

この審議会に先立ち、下関市の市民サービス課とも話をしたのですが、税外債権での利用、これは市でも必要なことがあるのではないかと。普通は住民基本台帳があるので対応できますが、滞納して市外へ転出した滞納者の調査の場合に、市でも利用を検討する必要があるのではないかと。

また、母子・寡婦福祉資金は、下関市は中核市であるため県を通さずに事務をしていますので、県をお手本としていきたいと考えているところです。

市の方も、もう少し事務の洗い出しが必要であると感じております。

【事務局】

これまでの事務の洗い出しの際には、例えば他県が行っている事務について、山口県でもできないかという観点では検討していないため、市、県とも同じですが、そういった観点で検討していけば、新しい利用形態について検討の余地はあると思っています。

【濱本委員】

年金現況届に利用できるようになったのは、住民にとっても市町にとっても、本当によかったと思います。

【事務局】

社会保険庁の年金現況届に利用を開始した際には、自分の住民票コードを教えてくださいという問い合わせが、各市町の窓口結構あったと聞いております。年金ということで対象者が高齢であることから代理請求が多いようで、また、住民票コードということもあり、その対応がなかなか難しいという話は、市町から聞いております。

【濱本委員】

最初に通知を差し上げた時、ほとんどの方は住民票コードが何か十分に分からないうちに受け取られていますので、今頃必要であると言われても、いつもらったのかさえ分からないということですね。

【松野委員】

住民票コードというのは分からなくなっても、すぐにまた役所で分かるのですか。

【濱本委員】

本人が住民票を請求する際に住民票コード入りの住民票を請求していただければ、それをお出しすることができます。

【松野委員】

番号がどこにいったか分からなくなったといっても、また出してもらえるんですね。

【濱本委員】

住民票をとれば分かるということです。

【松野委員】

住基カードを持ってたらそれに書いてあるんですか。

【濱本委員】

それには書いてありません。カードの中にデータとして入っています。

【松野委員】

独自利用事務については、他県との情報交換をされているということですが、ある県では良くて他県では駄目という事務はあるのですか。大体、似たようなものですか。

【事務局】

大体、似たようなものですが、制度が異なる場合、例えば奨学金などは、県が事務を行っているところもあれば、外部に出していて県の事務ではない場合などの違いがあります。

それから、独自利用対象の事務数が一番多いのは岩手県ですが、こちらは、利用見込件数が1件でも独自利用の対象とするという方針で事務を挙げられていると聞いています。

利用対象とすかどうか検討する際に、この件数をどのように考えるかというところで各県で差が生じているということと、そもそも住民票を必要とするかどうか、例えば、登録をする上で、自己申告の住所で良いと考えるのか、それとも住民票により確認するのかということでも異なります。

条例や規則で住民票の添付が義務づけられているものは、大体、同じようなものですが、それ以外のものは、それぞれの制度を作った時に、それぞれの担当課が住民票の必要性を判断するため、取扱いがまちまちになりがちということもあと思います。

また、特に福祉関係の事務には、本当は使いたいところはあると思いますが、家族関係、続柄を求められますので、個人の情報だけで処理できるものは少ないという状況もあります。

【市町課長】

世帯情報があるというものが多いいということです。

【地域振興部長】

また、住民票を添付するということが、いわゆる事務の簡素化という見直しにより不要となっている方向も1つにはあると思われます。そういった意味で、対象事務そのものが減ってきているところもあるんでしょうね。

【事務局】

大きな意味で、住民の方の負担を少なくしようという流れがあります。

【濱本委員】

おそらく、今回の選定作業が行われていく中で、これまで慣例的に住民票を求めていたけれども、本当は必要ではなかったというものもあったのではないかと思います。

【地域振興部長】

トータルとして良い方向に行ったのかなと思います。

【濱本委員】

行革にもなったということですよ。

【地域振興部長】

そうですね。必要なものは必要なのですが、今までは形式的にやってきたところを、改めて見直しができたということです。

【松野委員】

今まで手間だから公用請求していなかったが、住基ネットが利用できるのであれば便利が良いからということで、新たに住基ネットを使おうという事務が出る可能性はありませんか。今は住民票を使う事務に対してそれを代用しようという流れですが、その逆の流れです。

【市町課長】

今回の調査では、住民票添付を求めている事務を前提にして210事務ありましたが、今後、住基ネットの利用拡大を検討していく中で、そういったことも可能性があるだろうかということですね。

【地域振興部長】

やはり、本来必要かどうかという観点で入っていくべきことではあろうと思います。

ただ、私もせっかく作ったシステムですので、今後、いかに利用していくかは大きなポイントだろうとは思っています。

【松野委員】

これ以上は、当面、独自利用の対象事務は出ない状況ですか。

【事務局】

担当ごとに仕事をしている中で、見過ごすところはあると思います。したがって、先ほどもお話ししましたが、他の都道府県での使い方についてこちらが担当課に提案する、他の県ではやられていますよという提案が、まだ残っていると思っています。

【地域振興部長】

対象事務を拾ったつもりですが、若干落ちたものがあるかも分からないというところはあると思われま。

【濱本委員】

これまで長年やってきたことを変えるというのも、正直、抵抗がありますよね。

【市町課長】

今回の介護支援専門員登録でも、県が専門員証を発行する際に、山口県では、専門員証の記載に誤りがあるといけないということで住民票での確認が必要と判断して、住民票を添付してもらっていますが、本人が書いた分で十分だと判断すれば、住民票が不要ということになります。そこは、県として、どこまで判断するかということになるため、団体によって取扱いが違ってくることはあると思います。

【事務局】

先ほどのお話のとおり、昔なら全国一律住民票添付という制度であったと思いますが、今はそれぞれの団体の判断に任せるといったのが大きな流れとなっていると思います。

【地域振興部長】

また、民でできることは民でという流れもありますので、行政から外に出た事務は対象外になっていきます。そういった行革の流れも、利用件数を増やすというのと逆の方向に行っている感じです。

【高村会長】

濱本委員、県が考えているこの4項目の事務以外に、行政の現場では、独自利用としてこれも入れてほしいというものはないのですか。

【濱本委員】

私は、これまでに随分お願いして、ほとんどお答えをいただいております。

あと、難しいのは高等学校の入学に関する事務なんだなと思っています。この事務においての住民票の必要度が、おそらく各県で違うのではないかと思います。入学時に提出させて、その後も変更があった時に提出を求めているのなら必要という理由は分かるのです

が、山口県の場合はそうではない。そうなると、本当に必要なのかという疑問が残ります。

もし、本当は全員一律ではなく特定の場合だけ必要ということであれば、件数もそんなに多くないはずですので、最寄りの県の施設の端末を共同利用することも可能ではないかとは思っています。

【事務局】

他県の状況について、今年度、改めて確認しましたが、高等学校の入学に関する事務で独自利用を実施しているところはありませんでした。

【高村会長】

基本的には、この4項目をしっかりとやらしてもらえば、効果が上がるところというふうに考えてよろしいでしょうかね。

1（介護支援専門員の登録に関する事務）と2（心身障害者扶養共済制度条例施行規則に関する事務）は良いでしょうかね。あと4（漁船に関する事務）はどうですか。

【濱本委員】

4についても、住民の負担軽減につながることから、良いことだと思います。

【高村会長】

委員の方で、この1、2、4それと8（税外債権管理に関する事務）で、独自利用を実施したいということについて、反対意見等ございますか。

【杉山委員】

私は、これらの事務で独自利用を実施すること自体は、良いことだと思います。

あとは、申請者へ住基ネットを利用すれば住民票の添付は不要となるという周知徹底を十分行っていただきたいと思います。

行政側で携わっている者から見れば、対象事務が結構あると思われるのですが、申請者側からすれば、これだけしかないのかという感じがどうしてもします。せっかくあるシステムでもあり、独自利用も開始されているのですから、できればどんどん利用されれば良いと思います。

【高村会長】

事務局では、実際、選定作業を行ってみての感想はどうですか。意外に少ないという感じですか。

【事務局】

抽出条件とはしていませんが、本審議会に提案する前の段階で、住民票の必要性について担当課に確認するという整理を行っています。この選定作業を契機として、住民票の必要性について再考し、住民票の添付を不要とする方向で検討するという事務もいくつかありました。

事務局としては、昨年度が最終的に県税の賦課徴収事務だけだったということもあり、今年度はどうにかここまで残ったという感があります。いずれにしても、国の利用に比べれば、先ほどの年金などの件数と比較すれば、ずいぶん少ないというところもありますので、やはり地方公共団体の活用をもう少ししっかり考えていかなければいけないと思っています。

【杉山委員】

以前、住基ネットは維持するだけでも年間6千万円位必要と聞いた記憶があるんですが、その位年間かかるんですか。

【事務局】

大体、それ位です。

【杉山委員】

そんなにですかと、一般市民としてはすごくかかっていると思うところですが。

【濱本委員】

県だけでそれ位、これに市町村分がかかっていますからね。

【市町課長】

国縣市町も含めた中で、住基ネットの維持管理が必要ですから。

【事務局】

費用は減るわけではないので、あとは、やはりどうこれを使って行くか、ある面で国全体でこの費用を見ていこうというところもあり、先ほどの利用件数の1億件ですが、元々当初の住基ネット立ち上げの時には、もう1億件、国と地方で半々位の利用のイメージで作上げたとは聞いています。

また後から御説明いたしますが、住基ネットの利用について、地方公共団体ではパスポートの発給が大部分を占め、その他に件数の多い事務はあまりありません。つまり、本人確認情報の確認だけを目的とした住民票の添付というのが、ますます少なくなっているのではないかと思います。

【高村会長】

松野委員いかがでしょうか、この4項目の実施については。

【松野委員】

これでよろしいのではないのでしょうか。

今、皆さんの話を聞いていて、面白いな、皮肉な結果になっているなど思っていたところですが。本当は、多くの事務で住民票を求めているから、それを効率化しようと思って独自利用を検討しているのに、その選定作業の中で、実は住民票は必要ないのではないかと

いうのが出てくるといのは、何かちょっと皮肉な結果ですね。

それで住民票は不要であるとなれば、それはそれで良いことなのかもしれないけれど、そういう印象がありました。

【高村会長】

それでは、全員一致ということですので、ぜひ推進していただきたいと思います。

このテーマにつきましては、この位でよろしいでしょうか。

続きまして、「報告事項」に移ります。

まずは、「住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況について」、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

「住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況について」

【高村会長】

ただ今の事務局からの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

【松野委員】

県主催のセキュリティの研修会ですが、対象は県の中の誰を対象にして実施しているのでしょうか。

【事務局】

市町の、主に住基ネットに携わっている職員です。

監査自体が、各市町を対象に専門の監査法人が行うものとなっていますので、その監査結果を他の市町の職員にも還元するという、また、各市町が行ったセキュリティチェックリストの結果で点が低いところについて重点的に取り組むという意味で研修を行っていますので、市町の住基ネットに携わっている職員を対象にしています。

【松野委員】

この研修は、住基ネットのセキュリティをメインに話されてるのか、それとも一般的な情報セキュリティのことを話されているのですか。

【事務局】

研修は、毎年、県が主催する監査を行った監査法人に実施してもらっており、監査そのものが住基ネットの運用状況等の監査となっているため、研修についても、その監査結果を踏まえたものとなっています。

【松野委員】

住基ネットがメインということですか。

私は、委員として本審議会の立上げ時から携わっていますが、最初の頃は、一般的には住基ネットは危ないのではないかという話で始まっていたと思います。

私は、住基ネットというのは、非常にセキュリティ的に頑丈にできているシステムであると、当初から主張してきました。したがって、住基ネットのシステムそのものを対象にした研修も必要でしょうが、同時に、一番ウィークポイントとなる人のところ、ヒューマンエラーに対する研修が非常に重要であると考えています。つまり、一般の情報セキュリティやモラルについて、もっと知識や見方というものを深める必要があると思います。

【地域振興部長】

セキュリティについては、特に職員のトータルの意味合いでのモラルアップが非常に大事なことと認識しております。

ちょうど、私が所属している地域振興部に県の情報セキュリティ全般を担当している情報企画課がありますので、モラルアップについても、よく話をしていきたいと思っています。

【事務局】

市町には、広い意味で住民基本台帳を扱う職員がおり、その中で住基ネットを使う職員がいます。私どもは、この2つの職員を相手にしておりまして、住民基本台帳事務の担当者会議においても、住民基本台帳という個人情報を扱っているという観点で、一般的なセキュリティポリシー等について説明しています。

今年度、複数の市町から個人情報が流出するという事件が発生したように、広い意味の住民基本台帳データの流出も、ちょっとした油断から発生するという面もあります。事件直後に住民基本台帳事務の担当者会議という良い機会がありましたので、念押しの意味で一般的なセキュリティ、委託の際の注意点等を説明しました。一般のセキュリティの重要性も認識していますので、引き続き、研修等で住民基本台帳の担当者が集まる都度、説明したいと思っています。

【会長】

分かりました。それでは、次に、住民基本台帳法の一部改正について報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

「住民基本台帳法の一部改正について」

(住民基本台帳法の一部改正についての意見や質疑等は無し)

【高村会長】

次に住民基本台帳にかかる電算処理の委託等に関する検討会について報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

「住民基本台帳にかかる電算処理の委託等に関する検討会について」

- ・住民基本台帳にかかる電算処理の委託等に関する検討会の概要
- ・愛南町等の個人情報流出事件の概要

【高村会長】

松野委員、今、事務局から報告がありましたが、流出事件については、かなり問題があると思いますか。

【松野委員】

以前から、やってはいけないと散々いわれているのにかかわらず、ウイニーの入っているパソコンに個人情報を入れるというのは、かなり問題ですね。

また、もう1つ問題があると思うのは、受託業者が再委託をしていますよね。再委託先にデータを渡すわけですから。受託業者は責任を持って自分のところで業務をすべきだと思います。許されるという規定があるのかもしれませんが、問題だという気がします。

【事務局】

通常であれば、再委託を認めるとしても、契約上で再委託先にも同じ契約内容について義務付けるなどの必要があると思います。ただ、今回のケースは、無断でやったということのようです。

【高村会長】

他には、意見等はありませんか。

(意見等なし)

それでは、県の方には、今日の委員の意見を踏まえまして、引き続き住民基本台帳制度の適正な運用に努められますようお願いいたします。

これをもちまして審議会は、終了します。

【事務局】

委員の皆様お疲れ様でした。最後に小田地域振興部長から御挨拶を申し上げます。

【地域振興部長】

今日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

私どもといたしましても、先ほど御説明させていただきましたように、できる限り住基ネットの利用促進という観点で、引き続き検討していきたいと思っております。

したがって、今後もお知恵をお貸しいただければと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。